

令和3年第1回長与町議会定例会会議録（第5号）

招集年月日 令和3年3月 2日

本日の会議 令和3年3月16日

招集場所 長与町議会議場

出席議員

1番 八木亮三議員	2番 松林敏議員	3番 西田健議員
4番 浦川圭一議員	5番 中村美穂議員	6番 安部都議員
7番 内村博法議員	8番 安藤克彦議員	9番 金子恵議員
10番 岩永政則議員	11番 堤理志議員	12番 河野龍二議員
14番 竹中悟議員	15番 西岡克之議員	16番 山口憲一郎議員

欠席議員

13番 吉岡清彦議員

職務のため出席した者

議会事務局 長 富永正彦君	議事課 長 青田浩二君
参事 森本陽子君	主査 山田傑君

説明のため出席した者

町 長 吉田慎一君	副町長 鈴木典秀君
教 育 長 勝本真二君	総務部長 中嶋敏純君
企画財政部長 森川寛子君	建設産業部長 日名子達也君
住民福祉部長 栗山浩二君	健康保険部長 志田純子君
水道局長 辻田正行君	会計管理者 田中一之君
教育次長 山本昭彦君	総務課長 荒木秀一君
秘書広報課長 中村元則君	

本日の会議に付した案件・・・別紙日程のとおり

開会 9時30分

閉会 12時06分

令和3年第1回長与町議会定例会
議事日程（第5号）

令和3年3月16日（火）
午前9時30分 開議

日程	議案番号	件名	備考
1	96	長与町基本構想の策定について	※長与町基本構想に関する調査特別委員会
2	4	長与町議会議員及び長与町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例	※総文
3	5	長与町空家等対策の推進に関する条例	※産厚
4	6	附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例	※総文
5	7	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	※総文
6	8	長与町職員定数条例の一部を改正する条例	※総文
7	9	長与町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例	※産厚
8	10	長与町介護保険条例の一部を改正する条例	※産厚
9	11	長与町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	※産厚
10	12	長与町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	※産厚
11	13	長与町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	※産厚
12	14	長与町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	※産厚
13	15	長与町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例	※産厚
14	16	令和2年度長与町一般会計補正予算（第9号）	※総文
15	17	令和2年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	※産厚
16	18	令和2年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）	※産厚
17	19	令和2年度長与町介護保険特別会計補正予算（第4号）	※産厚
18	20	令和2年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）	※産厚
19	21	令和2年度長与町下水道事業会計補正予算（第2号）	※産厚
20	22	令和3年度長与町一般会計予算	※総文

日程	議案番号	件名	備考
21	23	令和3年度長与町駐車場事業特別会計予算	※総文
22	24	令和3年度長与町国民健康保険特別会計予算	※産厚
23	25	令和3年度長与町後期高齢者医療特別会計予算	※産厚
24	26	令和3年度長与町介護保険特別会計予算	※産厚
25	27	令和3年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計予算	※産厚
26	28	令和3年度長与町水道事業会計予算	※産厚
27	29	令和3年度長与町下水道事業会計予算	※産厚
28	30	長与町副町長の選任について	—
29	31	長与町固定資産評価審査委員会委員の選任について	—
30	発委1	長与町議会会議規則の一部を改正する規則	—
31	発委2	長与町議会委員会条例の一部を改正する条例	—
32	—	議員派遣の件	
33	—	委員会の閉会中の継続調査申し出	

※付託された委員会

○議長（山口憲一郎議員）

皆さんおはようございます。委員会審査、大変お疲れさまでした。

ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1、議案第96号長与町基本構想の策定についてを議題とします。

ただいま議題としています議案について、委員長の報告を求めます。

長与町基本構想に関する調査特別委員会委員長。

○15番（西岡克之議員）

それではトップバッターで報告をさせていただきます。お手元に報告書があると思いますが、少し長くなると思いますが、読み上げたいと思います。令和2年10月27日、出席委員はそこに明記しております。委員外委員の議長、説明員も明記しております。御参照ください。冒頭、鈴木副町長から長与町基本構想案に関しての概要説明に引き続き、荒木政策企画課長より長与町第10次総合計画案についての説明が行われました。第10次総合計画は、総合戦略と一体的に策定することから総合開発審議会とまち・ひと・しごと創生会議の意見を聞きながら策定をしてきました。序章の計画策定の趣旨、計画の位置付け、計画の特徴では、総合戦略を包含しSDGsと整合した計画である。長与町の現状と課題では、新たな時代の潮流として、少子高齢化、人口減少社会への対応、SDGs、Society5.0、価値観や暮らし方の多様化などがあり、柔軟に対応していく必要がある。本町の地域特性では、長崎市、時津町と一体的な生活圏であり、持続可能な地域づくりに努めている。まちづくりに対する町民の声では、町民意識調査においては生活環境の充実度の9つの指標について、5年前よりも全項目評価が向上している。基本構想は町の将来像を明らかにし、まちづくりの方向性を示すものである。町の将来像は、「人・緑・未来 つなぎ はぐくむ ながよ」としており、その実現に努めることで、幸福度日本一のまちをつくるという決意を表現している。人口目標、世帯数は、10年後4万2,000人、1万7,500世帯を設定している。土地利用の方向性では4つのゾーンに分けて、その特性に応じた土地利用。まちづくりの基本項目では6つの基本目標を設定し、4つの戦略プロジェクトと42の施策で構成されているという説明でした。主な質疑は、パブリックコメントを反映させた最終的な総合計画をまとめる時期はという問いに、総合開発審議会等を経て11月下旬までには取りまとめたい。基本構想と総合計画の関係性はという問いに、基本構想は今後10年間の町の将来像であり、基本目標。基本計画は前期5年の計画で、総合戦略と一体的な取り扱いで、戦略プロジェクト全てが基本計画である。基本構想に関して、審議する有識者会議とはという問いに、総合開発審議会とまち・ひと・しごと創生推進会議であるなどの質疑が行われました。

次に、第2回長与町基本構想に関する調査特別委員会報告書です。令和2年12月8日に行われまして、出席委員、説明員等は、そこに明記してございますので御参照ください。令和2年12月定例会におきまして、議案第96号長与町基本構想の策定につい

てが上程され、審査を本特別委員会に付託されました。冒頭、吉田町長より挨拶があり、その後、荒木政策企画課長から令和3年度から10年間の基本構想についての提案理由の説明がありました。主な提案理由は、総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本指針として基本構想を策定するもので、第1節まちの将来像では、「人・緑・未来 つなぎ はぐくむ ながよ～幸福度日本一のまちをつくる」と設定し、1つ目は「人と人の繋がりがあがる、安心して暮らせるまち」で、人の繋がりを基礎とした地域づくり。2つ目は「自然を慈しむ、やすらぎのあるまち」で、自然環境を守り次世代へ受け継ぐ。3つ目は「未来を創り育てていくまち」で、活気あふれる長与町の将来像の姿である。第2節の目標人口、世帯数では、令和12年度の人口目標を4万2,000人、世帯数を1万7,500世帯としており、町の将来像を実現するための各種施策の展開により、一定の人口規模を維持したいと考えている。第3節土地利用の方向性では、現行の基本構想を踏襲して、自然環境、経済的、社会的条件などによる4つのゾーンを設定し、地域特性を生かしたまちづくりを推進したいと考えている。1つ目は、市街化区域内の住居地域、商業、工業地域である「いこいのゾーン」。2つ目は、海岸線を景観として持つ大村湾沿岸と内陸部に点在する緑地の「やすらぎのゾーン」。3つ目は、森林や農地を中心に構成される「みどりとアグリゾーン」。4つ目は、役場や各種教育機関が立地する地域の「文化・情報のゾーン」である。4節まちづくりの基本目標では、町の将来像を実現するために推進すべき分野ごとの方向性を6項目掲げている。1つ目は「協働による持続可能な社会」。2つ目は「心を育む教育と文化」。3つ目は「創造性と活力ある産業」。4つ目は「魅力あるまちと新しい人の流れ」。5つ目は「安全、快適、便利な暮らし」。6つ目は「ぬくもりのある健康と福祉のまち」という説明がなされました。主な質疑は、長与の産業としてオリーブは産業振興に寄与するのかとの問いに、緑のキーワードということで、自然からの恵みとして挙げている。人口目標4万2,000人の根拠はの問いに、宅地開発を進めることや出生率を段階的に引き上げることで、人口の自然増を図るなどの質疑が行われました。

次に、第3回長与町基本構想に関する調査特別委員会の報告書です。令和3年1月25日です。出席委員、説明員等もそこに列記してございますので御参照ください。冒頭、荒木政策企画課長より、第4節まちづくりの基本目標について、町の将来を実現するために推進すべき分野ごとの方向性を6項目掲げている。1つ目の「協働による持続可能な社会」は、主な観点は、高齢者の見守りや避難支援、子育て支援などの地域における支援の重要性が増しているということから、幅広い分野で効率的な協働の実現に努める。2つ目の「心を育む教育と文化」。町民を挙げて子どもの成長を育み、子どもの力を最大限引き出す学びの実現は、人づくり、地域づくり、誰もが生涯にわたり学び、生きがいを持てる地域社会の実現に努める。3つ目の「創造性と活力ある産業」は、農業や水産業、商工業の活性化は地域創生の観点からも重要であるため、大学等との連携、未来技術の活用なども想定しながら産業振興に努める。4つ目の「魅力あるまちと新しい人

の流れ」は、大村湾の資源を有効に活用することで、交流人口や関係人口の創出や拡大を図るとともに、暮らしやすさの効果的な情報発信などにより、移住定住の拡大に努める。5つ目の「安全・快適・便利」な暮らしは、多発、激甚化する自然災害への対応、犯罪への対応、機能的で快適な住環境の整備のほか、まちづくりの様々な場面における情報技術の活用に努める。6つ目の「ぬくもりのある健康と福祉のまち」は、結婚、妊娠、出産、子育ての切れ目ない支援、地域包括ケアシステムの構築、健康づくりや感染症への対応など、活気ある地域社会の維持に努める。6つの基本目標に42の施策がそれぞれぶら下がっている。4つの戦略プロジェクトは、本計画が総合戦略も兼ねているということから、各施策の中の関連する主な取り組みを戦略の柱立てに合わせて再構築をしているという説明がなされました。主な質疑は、大学連携による協働のまちづくりの推進について、過去にどのような成果があったのかの問いに、県立大学と包括連携協定を締結し、健康ポイント制度で連携を行っている。高等技術専門学校との連携はの問いに、町制50周年記念のロゴマークなどを募集した。いろいろな学科があるので町としてどのように生かせるか、今後研究をしていく。農業の振興でミカンやオリーブなどがあるが、柑橘を主体としてブドウなどを生産している農家もある。オリーブ以外の農産物も全体的に表現したらどうかの問いに、農産物の振興については、オリーブに特化せず、今後、他の作物についても多角的に推進していく。基本目標6「ぬくもりのある健康と福祉のまち」の説明の中に、地域温暖化防止計画はそぐわないと思うがの問いに、6つの基本項目は普遍的なものであり、第8次総合計画を踏襲している。第10次総合計画では、前回の政策目標だった「自然豊かな美しい環境のまち」と、今回の基本目標6「ぬくもりのある健康と福祉のまち」を一つにまとめて整理している。二酸化炭素排出削減の目標を立てるべきではの問いに、活動の推進で掲載している。環境の基本計画の中で、カーボンゼロ等の取り組みを反映させていきたい。水道の広域的な推進はどのような形になるのかの問いに、詳細なことについては分かり次第報告する。広域連携の推進を今後も研究していく。9月にデジタル庁が設置されるが、どのように体制をつくるのかの問いに、検討はしているなどの質疑が行われました。

続きまして、第4回長与町基本構想に関する調査特別委員会の報告書です。出席委員等は、説明員も含めて列挙してございますので御参照ください。令和3年2月9日でございます。冒頭、荒木政策企画課長より参考資料（前期基本計画）について、議案上程後、細部にわたる内容の確認や状況の変化などにより調整を行った結果、数値目標に係る修正が4か所、主な取り組みの修正が1か所、戦略プロジェクト掲載内容の一部調整が5か所、その他で軽微な修正を3か所、一部修正するとの説明がなされました。質疑はなく、今回で質疑を終了し、次回は結審を行うことといたしました。

第5回長与町基本構想に関する調査特別委員会の報告です。令和3年2月19日、出席委員等は、説明員も含めてそこに列挙してございますので御参照ください。前回までの特別委員会で質疑を終了し、結審を行いました。

結審では、反対、賛成の討論はなく、全会一致で可決すべきものと決しました。

審査終了後、町長より長期間にわたる審議のお礼や、今後とも「幸福度日本一のまち」を目指していくなどの挨拶があり、長与町基本構想に関する調査特別委員会を閉会いたしました。以上でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

これから委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいまの報告のとおり、これをもちまして本特別委員会の調査を終了いたします。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第1、議案第96号長与町基本構想の策定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第2、議案第4号長与町議会議員及び長与町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例を議題とします。

ただいま議題としています議案について、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長。

○12番（河野龍二議員）

それでは、総務文教常任委員会に付託された議案等の審査結果について報告いたします。審査期間は、令和3年3月8日から12日、15日、付託された議案、まず、議案第4号長与町議会議員及び長与町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例についての報告をいたします。委員全員出席の下、説明員として、関係所管管理職並びに職員を招き審査を行いました。提案理由の主な内容は、町村の選挙に係る選挙公営の対象を拡大することに併せ、町村議会議員選挙におけるビラ頒布を解禁し、供託金制度を導入する公職選挙法の一部を改正する法律が令和2年12月12日に施行されたことに伴い、町村選挙の立候補に係る環境の改善を図ることを目的とし、長与町議会議員及び長与町長選挙において選挙公営制度を導入するために条例を制定するという説明でした。条例の公布の日から施行し、施行の日以後に公示される選挙から適用されるという説明もいただきました。主な質疑については、感染症防止のため割愛して報告をさせていただきます。主な質疑では、選挙用ハガキは該当するののかに対し、答弁では、公職選挙法に規定されている選挙公営になるので該当しない。質疑、選挙カーを個人借用した場合

も可能かに対し、個人からの借用も可能だが、親族の場合はその事業を営んでいること。質疑、供託金没収の基準はに対し、答弁では、有効投票数割る、定数割る10となっており、町議会選挙の有効投票数が2万票とすると125票が基準となる。以上のような質疑が行われ、全会一致で可決すべきものと決しました。以上、報告いたします。

○議長（山口憲一郎議員）

これから委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第2、議案第4号長与町議会議員及び長与町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。

日程第3、議案第5号長与町空家等対策の推進に関する条例を議題とします。

ただいま議題としています議案について、委員長の報告を求めます。

産業厚生常任委員長。

○5番（中村美穂議員）

皆さんおはようございます。令和3年第1回定例会本会議におきまして、産業厚生常任委員会に付託された議案等について報告いたします。審査日は令和3年3月8日から11日、委員全員出席の下、説明員として、関係所管課管理職、その他関係職員を招き審査いたしました。議案第5号長与町空家等対策の推進に関する条例の提案理由の概要といたしまして、本議案は、平成26年に空家等対策の推進に関する特別措置法が制定され、今後、空家等に関する問題が深刻化していくことが予想されることから、空家等に関する施策を推進するための必要な事項を定め、町民の良好な生活環境の確保のため制定するもの。附則では、本条例の施行日を令和3年4月1日とする。以上のような説明がありました。主な質疑といたしまして、空家の管理不足として文書等で通知した件数はどれくらいあるのかに対し、昨年5件、今年10件の情報提供があったが、文書等の通知で改善されているという答弁でした。情報提供があったら協議会を開くのか、指導勧告などはどのようになるのかという問いに対し、町民から情報提供があった場合、現地調査及び所有者や管理者の確認を行い、助言や文書等での通知で改善がなされない場合は所有者等との協議を行い、それでも改善がなされない場合に立入り調査を行い、特定空家になる可能性が高いものは協議会で判断するという答弁でした。特措法で空家

等の管理について、データベースの整備等を行うとしているがどうかという問いに対し、データベース化していく予定であるという答弁でした。主な質疑は以上のとおりで、全会一致で可決すべきものと決しました。以上、報告いたします。

○議長（山口憲一郎議員）

これから委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

安部議員。

○6番（安部都議員）

長与町空家等対策の推進に関する条例に賛成の立場で討論をいたします。長崎県空家対策協議会の平成25年住宅土地統計調査によると、長崎県内における空家数は約10万2,000戸を超え、空家率は15.4%となっております。全国平均13.5%を大きく上回っている状態です。また、活用目的のないその他の住宅の割合が50%を長崎県は超えております。全国平均38.9%をかなり上回っております。今後高齢化や人口減少とともに、ますます空家等の増加する傾向があると推定をされております。現在、空家等対策計画を策定済みの市区町村は、全国で1,208市区町村で、法定協議会の設置済みは市区町村812あります。適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生そして景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることを鑑みて、地域住民の生命、身体、または財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、併せて空家等の活用を推進するため、国による基本指針も策定をされております。市区町村におきましては、空き家等に関する施策を総合的に、計画的に推進して、また、公共の福祉の増進とすることに寄与することから、この条例に賛成といたします。

○議長（山口憲一郎議員）

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第3、議案第5号長与町空家等対策の推進に関する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第6号附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例から、日程第6、議案第8号長与町職員定数条例の一部を改正する条例までの3件を一括議題とし

ます。

ただいま一括議題としています議案について委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長。

○12番（河野龍二議員）

それでは総務文教常任委員会に付託された議案第6号、議案第7号、議案第8号について、審査結果の報告をいたします。

まず、議案第6号附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例。議案第7号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は、一括議題として一括審議を行いました。提案理由の主な内容は、第6号は、新たに長与町空家等対策協議会、長与町学校事故調査委員会、新図書館整備計画検討委員会を設置。第7号は、6号で設置される附属機関の報酬及び費用弁償を追加する。施行は令和3年4月1日からという説明を受けました。ここも主な質疑だけで割愛させていただき、参照いただきたいと思います。主な質疑では、質疑、空家等対策協議会の構成はに対し、建築士、宅地建物取引士、土地家屋調査士、不動産鑑定士などを考えている。質疑、学校事故調査委員会の構成はに対し、医師、弁護士、その他の学校事故に関する学識経験者のほか、学校教育に関する学識経験者、関係行政機関と考えている。質疑、新図書館整備計画検討委員会の構成はに対し、図書館協議会委員、小中学校の代表者、社会教育委員、図書館ボランティアの団体、県立図書館関係等の学識経験者、利用者の公募を考えている。質疑、新図書館整備計画検討委員会のスケジュールはに対し、4月から6月にかけて委員の選定と公募を行い、7月に会議を開催の予定。

以上のような質疑が行われ、全会一致で可決すべきものと決しました。

続きまして議案第8号長与町職員定数条例の一部を改正する条例について、提案理由の主な内容は、水道局の事務事業の集約化による組織体制の見直しを行うとともに、町長部局における行政需要や業務量の増加に対し、柔軟に対応できる組織体制を構築するために職員の定数の内訳を変更する。以上のような説明がありました。主な質疑では、質疑、水道局は現在も20人で業務を行われている。町長部局が定数が増えるだけで実数は増えないのかに対し、定数は実数よりも多く規定している。コロナ禍で業務量が増えても対応できるように町長部局の定数を増やした。質疑、上水、下水の業務係の一本化はなぜかに対し、上下水業務係が共通する部分があるため一本化した。質疑、現状でも20人なので定数削減のメリットはないのではないのかに対し、水道工務係、下水道建設係は、専門性があり連携で業務のメリットがある。

以上のような質疑が行われ、全会一致で可決すべきと決しました。

以上、報告いたします。

○議長（山口憲一郎議員）

これから委員長の報告に対する質疑を行います。

まず、議案第6号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第7号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第8号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第6号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第4、議案第6号附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第7号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第5、議案第7号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第8号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第6、議案第8号長与町職員定数条例の一部を改正する条例を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第9号長与町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例から、日程第13、議案第15号長与町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例までの7件を一括議題とします。

ただいま一括議題としています議案について、委員長の報告を求めます。

産業厚生常任委員長。

○5番（中村美穂議員）

議案第9号長与町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の提案理由の概要といたしまして、本議案は、後期高齢者医療保険料の延滞金の端数調整に関し、具体的に明記するもの。納付金額が2,000円以上であるときに限り延滞金を算定し、延滞金の100円未満の端数を切捨て、当該延滞金が1,000円未満であるときは、その全額を切り捨てるように定めるもの。附則では、本条例の施行日を公布の日からとする。以上のような説明がありました。主な質疑といたしまして、施行日前後でトラブルはないのか、周知期間を設けなくていいのかという問いに対し、端数調整については、これまでも地方税法に基づいて同様の取り扱いを既に行っている。取り扱い自体は従前と変わらないため特段の周知等を行わない。

主な質疑は以上のとおりで、全会一致で可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第10号長与町介護保険条例の一部を改正する条例の提案理由の概要といたしまして、本議案は、第8期介護保険事業計画に基づく介護保険料の改定及び介護保険料の延滞金の端数調整に関し、議案第9号と同様の改正を行うほか、所要の改正を行うもの。附則では、本条例の施行日を令和3年4月1日からとし、延滞金の端数調整については公布の日からとする。以上のような説明がありました。主な質疑といたしまして、介護保険料の基準額が5,400円から5,300円に下がるというのは、健康な人が増えたということなのかに対し、第1号被保険者である65歳以上の高齢者人口は増え、介護認定者も若干増えていく推計があり、そのまま計算すると5,489円になる。介護保険運営協議会から保険料上昇の抑制について答申があったこと、健康づくりや介護予防事業の成果が一定現れて、認定者自体もほぼ横ばいの状況なので、基金を活用して100円減額することとした。という答弁がありました。保険料の県内の状況、また、基金を活用すると言うが基金は枯渇しないのかという問いに対し、第7期では県内で2番目に低い保険料で、第8期はまだ基準額が出ていないため分からない。介護認定者が、第6期、第7期の見込みに対して増えなかったため、一定の余剰金が出て、積み立てたものを崩して保険料に充てるので心配はない。

主な質疑は以上のとおりで、全会一致で可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第11号長与町指定居宅介護支援等の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の提案理由の概要といたしまして、本議案は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備、運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴い、居宅介護支援事業所における虐待防止、感染症予防及び業務負担軽減など、所要の改正を行うもの。附則では、本条例の施行日を令和3年4月1日とし、虐待の防止、業務継続計画の策定等及び感染症の予防及びまん延の防止のための経過措置については、令和6年3月31日までとする。という説明がありました。主な質疑といたしまして、管理者は、主任介護支援専門員の確保ができないときには、介護支援専門員が管理者として置くことができるようになるが、サービスの低下にはならないのかという問いに対

し、コロナのような感染症で一時的に管理者が不在になっても、介護支援専門員が代わりにできるようになるもので、サービスの低下に繋がるということは考えていない。

主な質疑は以上のとおりで、全会一致で可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第12号長与町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の提案理由の概要は、議案第11号と同趣旨のため省略いたします。主な質疑といたしまして、虐待と想定されるものには、どのようなものがあるのかに対し、本町では、この条例で示す事業所は地域包括支援センターのことになるが、想定される虐待は暴言、暴力などの精神的、身体的虐待、性的虐待、金銭的虐待等が考えられる。主な質疑は以上のとおりで、全会一致で可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第13号長与町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例と議案第14号長与町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、提案理由の概要といたしまして、本議案は同趣旨の議案のため一括で説明を受けました。指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴い所要の改正を行うもの。高齢者虐待防止に関する措置を講じる旨の条文の追加、情報収集、活用による適切な介護支援の提供についての条文を追加するもの。附則では、本条例の施行日を令和3年4月1日とし、虐待の防止に係る経過措置については令和6年3月31日までとする。以上のような説明がありました。主な質疑といたしましては、身体拘束と虐待の判断はどのように考えるのかに対し、身体拘束は基本的には行わない、研修を充実することで事例などを通して虐待についての勉強をし、統一した考え方ができるようにする。本町事業所での虐待はあるのかという問いに対し、令和元年度が1件、平成30年度、29年度も1件認定している。

主な質疑は以上のとおりで、両議案とも全会一致で可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第15号長与町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の提案理由の概要といたしまして、本議案は、道路法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い所要の改正を行うもの。附則では、施行日を令和3年4月1日からとする。以上のような説明がありました。主な質疑といたしまして、占用料改定の算出根拠は何かに対し、国土交通大臣が定める所在地区分が本町は第三級地で、占用料の別表の改定が行われたため、その表をそのまま条例に取り込んだという答弁でした。今回の改定で幾ら増額になるのかに対し、約100万円の増額となるという答弁でした。

主な質疑は以上のとおりで、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

○議長（山口憲一郎議員）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

まず、議案第9号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第10号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第11号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第12号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第13号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第14号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第15号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第9号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第7、議案第9号長与町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第10号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第8、議案第10号長与町介護保険条例の一部を改正する条例を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第11号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第9、議案第11号長与町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第12号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第10、議案第12号長与町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第13号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第11、議案第13号長与町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第14号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第12、議案第14号長与町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第15号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第13、議案第15号長与町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第16号令和2年度長与町一般会計補正予算(第9号)を議題とします。ただいま議題としています議案について委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長。

○12番(河野龍二議員)

それでは報告いたします。議案第16号令和2年度長与町一般会計補正予算(第9号)についての審査結果の報告ですが、まず、提案理由の主な内容として、歳入歳出それぞれ3億438万円を減額し、総額を191億1,700万9,000円に。第2表繰越明許費の補正では、総務費、総務管理費、住民基本台帳ネットワークシステム改修事業を含め16件ありました。債務負担行為の補正は1件の追加。地方債補正は変更7件、追加2件。補正予算の施策及び各所管について、詳細な説明を受けて審査を行いました。主な質疑は、また、ここでも割愛させていただきたいと思います。企画財政部では、質疑、減債基金積立金は何を想定しているのかに対し、答弁では、高田南土地区画整理事業や図書館建設を想定している。質疑、地方債創生推進交付金の減額はなぜかに対し、町内企業が事業拡大のために町が支援する交付金で公募したが、申請がなかったため減額した。次に総務部では、質疑、雑入の全国町村会災害対策費用保険金とは何かに対し、自治体が避難情報を発令したときに避難所設置に掛かる費用に対し保険金が出る内容で、7月の豪雨に上限の100万円と、台風10号の接近時に上限の100万円が給付されている。質疑、防災対策費の消耗品費が大きく減額されている理由はに対し、答弁では、入札より執行減となっている。住民福祉部では、質疑、し尿収集手数料を減額しているが、委託料が減額していない理由はに対し、企業が下水処理に切り替えたことで収集手数料は減額しているが、汲み取りの回数としては1%も満たない量で、委託料は年間契約なので減額は難しいと考える。質疑、支援対象児童見守り強化事業補助金の減額の理由はに対し、一つは80世帯を対象にしていたが、全てに対応ができず43世帯を対象にしている。もう一つは、民間事業所に支援をお願いしていたが、人員の確保ができなかったのが要因である。建設産業部については、質疑、農地災害復旧費補助金が大きく減額されている理由はに対し、答弁では、当初は農道被害もあり農地災害で計上していたが、治山事業として採択を受けたので減額した。質疑、西高田線の進捗状況はに対し、事業費ベースで74%、新設道路48%、用地取得率は65%、建物移転等は82%となっている。教育委員会では、質疑、臨時休業対策補助は学校給食に関わる業者も対象となっているのかに対し、154万9,597円が業者へ返還されている。

以上、報告いたします。

○議長（山口憲一郎議員）

これから委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第14、議案第16号令和2年度長与町一般会計補正予算（第9号）を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。

日程第15、議案第17号令和2年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）から、日程第19、議案第21号令和2年度長与町下水道事業会計補正予算（第2号）までの5件を一括議題とします。

ただいま一括議題としています議案について委員長の報告を求めます。

産業厚生常任委員長。

○5番（中村美穂議員）

議案第17号令和2年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の提案理由の概要といたしまして、今回の補正は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ2,353万円を追加し、補正後の総額を40億9,100万5,000円とするもの。以上のような説明がありました。主な質疑といたしまして、出産育児一時金が300万円程度減額されているが、何件の減額なのかという問いに対し、当初予算時に35件を見込んでいたが、実績として16件なので最終的に20件と見込み減額した。インフルエンザがかなり少なかったが、予算の増減に関係はないのかという問いに対し、医療費の内訳ではインフルエンザは減っているが、12月の診療費が、がんによる入院等の高額な医療費が増えたことで、今回増額となっている。

主な質疑は以上のとおりで、全会一致で可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第18号令和2年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）の提案理由の概要といたしまして、今回の補正は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ1,616万3,000円を追加し、補正後の総額を5億5,551万6,000円とするもの。以上のような説明がありました。主な質疑といたしまして、後期高齢者医療保険料が1,500万円以上増額となった理由は何かという問いに対し、広域連合から当初予算で見込んだ数字に指標の誤りがあり、少なく見込み過ぎていたとの連絡があり、

算定し直した金額に合わせて補正しているという答弁がありました。特別徴収と普通徴収の人数はどれくらいかという問いに対し、被保険者数が約5,000人程度で、特別徴収が3,500人、普通徴収が1,500人程度であるという答弁でした。

主な質疑は以上のとおりで、全会一致で可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第19号令和2年度長与町介護保険特別会計補正予算（第4号）の提案理由の概要といたしまして、今回の補正は、保険事業勘定において既定の予算総額に歳入歳出それぞれ954万8,000円を追加し、補正後の総額を35億1,240万4,000円とするもの。以上のような説明がありました。主な質疑といたしましては、国庫補助金は当初予算に計上することは不可能なのかという問いに対し、2つの国庫補助金は国から指標が示されて、点数化されたあとに交付金額が確定するため、予算化するの難しいという答弁でした。

主な質疑は以上のとおりで、全会一致で可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第20号令和2年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）の提案理由の概要といたしまして、今回の補正は、国の補正予算の内示による事業費の増額等に伴い、歳入歳出それぞれ2億1,537万8,000円を増額し、補正後の総額を16億4,372万4,000円とするもの。以上のような説明がありました。主な質疑といたしまして、保留地処分金の場所と宅地面積はどれくらいかという問いに対し、南東部、浦上水源地沿いのコンビニエンスストア付近の宅地の付け保留地で件数が5件、面積はトータルで182.4平米。

主な質疑は以上のとおりで、全会一致で可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第21号令和2年度長与町下水道事業会計補正予算（第2号）の提案理由の概要といたしまして、今回の補正は、建設改良事業を6,991万8,000円増額し、4億6,490万2,000円とするもの。うち補助対象事業を1億3,104万6,000円増額し、3億6,732万6,000円とするもの。以上のような説明がありました。特記すべき質疑はございません。全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

○議長（山口憲一郎議員）

これから委員長の報告に対する質疑を行います。

まず、議案第17号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第18号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第19号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第20号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第21号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第17号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第15、議案第17号令和2年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第18号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第16、議案第18号令和2年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第19号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第17、議案第19号令和2年度長与町介護保険特別会計補正予算（第4号）を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第20号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第18、議案第20号令和2年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第21号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第19、議案第21号令和2年度長与町下水道事業会計補正予算（第2号）を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。

場内の時計で10時50分まで休憩をいたします。

（休憩 10時36分～10時50分）

○議長（山口憲一郎議員）

休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第20、議案第22号令和3年度長与町一般会計予算、日程第21、議案第23号令和3年度長与町駐車場事業特別会計予算の2件を一括議題とします。

ただいま一括議題としています議案について、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長。

○12番（河野龍二議員）

それでは議案の審査結果の報告をいたします。まず、議案第22号令和3年度長与町一般会計予算について。提案理由の主な内容では、歳入歳出予算総額は歳入歳出それぞれ143億2,313万2,000円、前年比7.1%の増。債務負担行為では長与町都市計画マスタープラン策定業務委託、地方債は道路橋りょう事業を含め7件、令和3年度予算の概要、方針などと併せ、各所管の詳細な説明を受けて審査を行いました。

主な質疑、ここでも割愛させていただきたいと思います。企画財政部財政課では、質疑、地方特例交付金が4,000万円になった理由は、に対し、個人住民税、自動車税、軽自動車税に係る交付金で、コロナウイルスの影響で軽減が延長されたことなどに伴う補填で増額された。質疑、自主財源比率が下がってきているようだが、どう考えているのかに対し、人口減少により税収が減少していることは考える必要があるが、現状は自由に使える一般財源の確保はできていると思う。企画財政部政策企画課では、質疑、公共施設等総合管理計画策定業務支援業務委託料は策定業務を支援することなのかに対し、最初の計画から期間が経過し、国の指針、社会情勢の変化などを踏まえ改定する予定で、職員で行う予定だったが、専門家の知識作業も必要と考え支援と表現している。質疑、ホームページの更新委託料の内容は、に対し、移住定住サブサイトを構築し、情報が既存サイトに埋もれないよう更新する。続きまして、企画財政部税務課、収納推進課では、

質疑、町税の大幅な減収はこれまでであったのかに対し、金額は分からないがリーマンショックのときも大きく減額した。質疑、税の収納環境の改善の具体的な内容は、に対し、スマートフォンなどによるキャッシュレス収納の導入を行う。

総務部総務課については、質疑、票の読み取り機の支出は可能なのかに対し、国の選挙で9分の5の補助、県の選挙で9分の2の補助があり、今回の予算での購入が妥当だと判断した。契約管財課では、質疑、RPAの実証実験は多くの自治体で経費ゼロで導入されているようだが、経費ゼロにならなかったのかに対し、期間内に申し入れができず今回計上した。質疑、庁舎内Wi-Fi環境の状況は、に対し、1階は既に設置済みで、2階以降は状況を見ながら判断したい。秘書広報課については、質疑、謝礼の広報モニターの詳細は、に対し、大学との連携で学生に広報モニターの協力をお願いしたい。地域安全課については、質疑、地域振興補助金の各コミュニティ90万円補助の考え方は、に対し、補助金増額の要望があっているが、コロナウイルスの影響で収入減となることから例年と同額とした。質疑、集会施設整備費補助金が生涯学習課から移った経緯は、に対し、自治会担当の地域安全課に移すことでスムーズに対応できると考えている。

健康保険部健康保険課では、質疑、高齢者の接種でタクシーでの移動費用も含まれているのかに対し、高齢者に接種会場への移動は検討中で、タクシー移動の対策をとった場合は単独負担となる。質疑、接種に向けての取り組みの内容を具体的に、に対し、接種対象者に接種券と予診票2枚を送付し、接種券は接種を受けた方が予診票に貼るシールとなっており、接種を受けたかどうか分かるようになる。質疑、接種会場はどこでもよいのかに対し、高齢者の場合、アンケートを3月中旬に発送し、都合の良い会場、日時などを把握して対応をしていく。質疑、アンケートは高齢者だけか。病院等でも受ける際に混雑が予想されるのではないのかに対し、まずは高齢者。一般向けにはインターネットでの予約も検討している。質疑、接種スケジュールは、に対し、ワクチンの入荷次第だが4月中旬に975人分が入荷予定。まずは高齢者施設入所者から接種を始める。介護保険課では、質疑、介護保険料の低所得者軽減分の対象は、に対し、第1段階で1,504人、第2段階で655人、第3段階で588人となっている。

住民福祉部こども政策課、高田保育所では、質疑、高田保育所ICTシステム使用の効果は、に対し、欠席、遅刻の連絡メールが可能で、緊急時の連絡も一斉に送信できる。登園管理や延長保育料の計算も自動計算で、職員の負担も軽減された。質疑、児童虐待防止専門員の報酬が増加しているが、事例が増えてきているのかに対し、元年度で虐待相談16件、その他の相談35件。2年度は、現在で虐待相談45件、その他の相談が100件と増えてきている。住民環境課では、質疑、ごみ袋の作成経費と売却収入の差が100万円ほどしかない。袋を作成する意味がないのではないのかに対し、町独自の袋で出して貰うことで負担をしていることの意識付けになる。質疑、地球温暖化対策費の算定業務とは、に対し、時津町と協議していく中で長崎市も加わり、今後、長崎市が主体となって削減に向けた数値を集めていく。福祉課では、質疑、戦没者等の遺族に対す

る特別弔慰金等支給事務交付金とは、に対し、5年に一度、戦没者遺族に5万円の5年分で25万円の支給がされる。質疑、地域福祉計画は何年おきに作成するのかに対し、特段規定はないが、前回6年前だったので今回も6年間の計画を策定する予定。

次に、建設産業部産業振興課では、質疑、スマート農業の30万円の内容は、に対し、農薬散布にドローンを活用して行うなど、ドローン免許取得の補助を計画している。質疑、長与町事業継続支援金の内容は、に対し、前年比で売り上げが50%以上の減の場合は30万円、20%から50%未満の場合は20万円の補助としている。土木管理課については、質疑、ふるさと自然のみちの看板取り替え工事は全面的に行うのかに対し、全域を考えているが、範囲は今後検討する。質疑、高田川河川道路舗装工事はいつからかに対し、上下水の配管工事や側溝工事が終わり次第順次進めていく。都市計画課では、質疑、マスタープランの策定は何年おきかに対し、決まりはない、20年後を見据えた計画となっている。質疑、高田土地区画整理事業債務負担行為の当該年度以降の支出予定額は、保留地処分金を特別会計事業費に充てるなら、保留地処分の金額分、変更になるのではないかに対し、次回以降、保留地処分金の金額を考慮して算出する。

教育委員会教育総務課、学校教育課では、質疑、補助金の見直しで前回より減額計上との説明だったが、どのような見直しを行ったかに対し、大きくは教育研究会補助金を77万円減額している。質疑、長与小体育館の改修工事で使えない期間はあるのかに対し、夏休みを起点に工事を始め、使用できない期間もあるが、迷惑が掛からないように対応する。生涯学習課では、質疑、新図書館整備計画検討委員会や図書館整備アドバイザーは複合施設の検討も行うのかに対し、複合施設の検討は行わない。町にどのような図書館が必要かを検討する。質疑、複合施設も含め検討していけるよう、町が一定の方向性を示して検討してもらうのが必要ではないかに対し、新図書館建設を計画にするに当たり、令和3年度に基本構想、基本計画の策定、見直しが必要であり、検討委員会の協議が必要。複合施設の考えは同時進行で全庁的に協議されていくと考える。

農業委員会では、質疑、紛争処理は今まであったのかに対し、近年はないが以前はあった。質疑、女性農業委員の数は、に対し、現在3人。

以上のような質疑が行われ、全会一致で可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第23号令和3年度長与町駐車場事業特別会計予算について、提案理由主な内容は、歳入歳出それぞれ665万9,000円と定め、各駐車場使用料金及び駐車台数の説明を受け審査を行いました。主な質疑は、駐車場使用料の歳入減はなぜかに対し、3か年平均で算出するが、コロナウイルスの影響で減収となっている。安全な歳入額を計上した。質疑、定期駐車も減少しているはなぜかに対し、安全的に見積りを計上した。以上のような質疑が行われ、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

○議長（山口憲一郎議員）

これから委員長の報告に対する質疑を行います。

まず、議案第22号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第23号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第22号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

河野議員。

○12番（河野龍二議員）

先程の委員長報告では全会一致で可決したと報告いたしました。私は委員長で委員会での採決権がなく、本会議で私の討論を行いたいと思います。令和3年度予算審査に当たり予算案編成の考え方をお聞きしました。第一に新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、第10次総合計画の初年度であり、この先10年間の方向性を意識した魅力あるまちづくりに向けて検討したが、新型コロナウイルス感染症の影響により、個人所得の減少、企業収入の悪化などにより、歳入の根幹である町税が大幅減少すると見込んでいる。逆に歳出は、町の裁量で抑制することができない社会保障関連経費の増加とともに、老朽化した公共施設等の維持管理経費に加え、高田南土地区画整理事業や西高田線の大型事業が歳出予算の大きな割合を占めているため、今回の予算編成はこれまで以上に大変苦労したという説明を受けました。予算案の構成比を見ると、民生費の歳出は39%を占め、土木費は16%という状況です。新型コロナウイルスの影響や所得格差の問題、それに伴う家庭環境の悪化による児童虐待など、社会情勢の変化に対応した予算編成が必要なのは理解します。しかし、こうした厳しい財政状況の中でも、大型事業が中心の土木費は令和2年度予算より増減率で41.7%も増額しています。こうした予算編成は、本当に必要なところに必要な費用が行き渡らない状況を生み出しかねないと危惧します。例えば、コミュニティ助成事業は毎年増額の予算要望をしているにもかかわらずこれまでと同額で、新型コロナウイルスの影響で増額できないとの説明でした。さらに各種負担金及び補助金の不用額が出ないように検討されたようですが、補助金の減額が各所で見受けられました。不用額が出ないように精査することは必要です。しかし、余裕を持った予算こそ、予算以上の要望があったときに対応できる環境を整えることが大事だと思います。財政が厳しくなる状況は理解できます。ただ、そのしわ寄せが町民生活に直接影響を与えることは許されません。ところが、大型事業は依然として、またそれ以上に予算をつぎ込んでいる実態は、今後10年間の方向性に大きな影響を与えかねないと思います。それだけでも本予算には賛成できません。先日、国会の参議院質疑で地方財政計画の議論がされています。コロナ禍の下、地方自治体に求められる役割は、住民生活の公的基盤の構築と貧困格差の是正に向けた財政基盤が必要との議論の中で、財政制度審議会は来年度の地方財政について「社会保障関係費の自然増を抑制し、地方の歳出水準を前年度と同額に抑え込む方向で歳出改革を貫いていく」と答えています。

このようなことが行われれば、大型事業で町は整備されても、まさに町民生活に直接影響を与える事態となります。以上の理由から本予算に反対討論といたします。

○議長（山口憲一郎議員）

次に、賛成討論はありませんか。

八木議員。

○1番（八木亮三議員）

私は議案第22号について賛成の立場から討論いたします。令和3年度一般会計予算は、令和元年度から4.6%の増額となった令和2年度当初予算から、さらに7.1%増となる歳入歳出143億2,313万2,000円と過去最高額となっており、それに対して歳入においては町税の予算額が前年比6.9%の減収となり、また、財政調整基金の取り崩し予定額が9億5,803万円となっているなど、令和4年度以降の財政運営やまちづくりに影響を与えかねないのではという不安材料もあります。しかしながら、この予算額の増大及び各種の減収は、新型コロナウイルス感染症に関する事業の影響が非常に大きく、ワクチン接種などの感染症予防費や事業者への給付及び貸し付けなどの商工費、困窮世帯や児童を支援するための民生費など、町民の命と健康、事業や生活の維持継続を守ろうとする姿勢の結果であること。そして、これらの事業の財源はほとんどが国、県の支出金であることに鑑みますと、今後、事態が無事、収束に向かうために必要なものであり、委員会審査によって無駄な事業は無いと判断いたしました。新型コロナ関連以外にも今年度同様に、本町の特色である教育や福祉に力を入れた予算組みとなっており、また、歳入の減少部分と歳出の拡大を補うために、各種補助事業の必要性及び支出額を細かく見直し削減している努力も見られます。ただ、温室効果ガス排出量算定186万円、AI、RPAの導入予算265万円などの新規事業や町民文化ホール音響設備入替工事3,620万円など、それらの事業自体はどれも手段であって目的ではなく、目的はあくまでその事業の結果としての温暖化対策や業務効率化、文化ホールの一層の利用拡大と文化振興などでありますので、その目的に対して実効性や費用対効果が十分にあるように有効に予算を使うとともに、事後の検証を行うことを求めたいと思います。最後に、新型コロナの影響による税収や基金の減少を回復して財源を確保するためにも、また、移住定住を促進して人口を維持するための雇用創出の手段としても、トップセールスによる企業誘致や町有地売却など、リーダーシップをもっての大胆で積極的な町政運営を町長に求めた上で賛成といたします。

○議長（山口憲一郎議員）

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第20、議案第22号令和3年度長与町一般会計予算を採決します。

この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

起立多数。したがって本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第23号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第21、議案第23号令和3年度長与町駐車場事業特別会計予算を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。

日程第22、議案第24号令和3年度長与町国民健康保険特別会計予算から日程第27、議案第29号令和3年度長与町下水道事業会計予算までの6件を一括議題とします。

ただいま一括議題としています議案について委員長の報告を求めます。

産業厚生常任委員長。

○5番(中村美穂議員)

議案第24号令和3年度長与町国民健康保険特別会計予算の提案理由の概要といたしまして、当初予算は、被保険者数7,684人、前年度比101人の減少を見込み、予算総額を歳入歳出それぞれ39億4,278万6,000円、前年度比マイナス0.6%、2,430万5,000円の減、以上のような説明がありました。主な質疑といたしまして、国保税の収入をコロナの関係で5%減少すると見込んだ根拠は何かに対し、明確な根拠はなく、以前リーマンショックで経済的に非常に大きな影響を受けたときが3%、今回は少し上回るのではないかとということで5%にしているという答弁でした。被保険者数を少し低く算定しているようだが、現状はどうかに対し、2月末で7,897人、今年度は当初予算の人数より増えているが、今年度はコロナの影響による退職、再就職が少ない状況で、毎年200人から300人減っているためこの人数を見込んだという答弁でした。健康ポイント事業が3年間経過したが、参加した人数と今後の予定はどのようになっているかに対し、合計で2,002人の参加があり、今年800人が卒業する。年度ごとに500人の募集で事業継続をしていく。卒業生に歩数計をプレゼントしているので、今後、卒業生の測定会も実施しようと考えているという答弁でした。

主な質疑は以上のとおりで、賛成多数で可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第25号令和3年度長与町後期高齢者医療特別会計予算の提案理由の概要といたしまして、当初予算は、被保険者数5,203人、40人の増加を見込み、予算総額を歳入歳出それぞれ5億6,233万1,000円、前年度比4.7%、2,506万9,000円の増、以上のような説明がありました。主な質疑といたしまして、4

0人被保険者が増加というのは全体からすると1%に満たない数字だと思うが、前年度比5%増の根拠は何かに対し、後期高齢者医療広域連合が試算した数字を基に予算計上している。昨年は算定した保険料が実際よりも低く、補正で増額したので、当初レベルで比較すると差があるように見える。

主な質疑は以上のとおりで、賛成多数で可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第26号令和3年度長与町介護保険特別会計予算の提案理由の概要といたしまして、令和3年度保険事業勘定の総額を歳入歳出それぞれ29億267万5,000円、介護サービス事業勘定の総額を歳入歳出それぞれ3,113万7,000円。前年度比、保険事業勘定が4億1,552万3,000円、12.5%の減、介護サービス事業勘定が362万1,000円、13.2%の増。第1号被保険者数1万1,191人、認定者数1,882人、認定率16.5%と推計し算定。以上のような説明がありました。主な質疑といたしまして、標準保険料額が5,400円から5,300円に減額されたことにより被保険者保険料が減額になったのか。国庫補助金の減額はなぜかという問いに対し、全体の保険料が落ちたため軽減の保険料も減額となり、第8期介護保険事業計画で給付費推計を出し、それに対して国の負担額が決まり減額となったという答弁でした。介護予防リーダー養成講座とはどのようなものかという問いに対し、令和3年度から新たに取り組む事業で、これまでは県の事業であったが、地域でボランティア活動やサロン活動など、そういったものに携わっていく人を養成する講座であるという答弁でした。主な質疑は以上のとおりで、全会一致で可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第27号令和3年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計予算の提案理由の概要といたしまして、令和3年度の予算総額を歳入歳出それぞれ16億9,373万5,000円。歳入の主なものは、国庫補助金3億6,241万2,000円、県補助金7,500万円、一般会計繰入金12億5,431万9,000円、繰越金200万円。長崎県への事業委託料として16億5,700万円、内訳として、工事費14億7,000万円、補償費3,640万円、測量試験費6,460万円、その他として8,600万円、以上の説明がありました。主な質疑といたしまして、委託料16億5,700万円の工事費等の内訳はどのようなになっているのかという問いに対し、一括施工に係る工事費が14億7,000万円、設計が3,000万円、合わせて15億円。補償費3,640万円、測量士経費3,460万円、その他8,600万円が一括施工以外のものになるという答弁でした。その他の内訳は何かという問いに対し、長与の上水道への委託費が6,200万円、維持管理の除草とか、危ない所の養生などに250万円予算計上をしているという答弁でした。令和2年度に一括施工で何%ぐらいの金額を払うことになるのかという問いに対し、一括施工の令和2年度分で、約10億円のうち約4億円、約4割であるという答弁でした。

主な質疑は以上のとおりで、賛成多数で可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第28号令和3年度長与町水道事業会計予算の提案理由の概要とい

たしまして、令和3年度の当初予算は、業務の予定量として令和3年度末給水戸数を1万5,926戸、年間総給水量は372万405立方メートル、1日平均給水量は1万193立方メートルと見込み、主要な建設改良事業費として1億2,100万円を計上。収益的収入では、水道事業収益として8億300万1,000円、収益的支出では、水道事業費用7億2,747万円を予定。資本的収入では2億2,196万5,000円、資本的支出では3億5,467万6,000円を予定。以上のような説明がありました。主な質疑といたしまして、当年度純利益が昨年に比べて大きくなっているようだが、その要因は何かに対し、令和元年度は天候の不順などの影響で水道収益が下がったが、令和2年度は落ち込んだ収益が盛り返すように若干の増となったという答弁でした。老朽管があるので緊急対応が出てくると思うが、新しい年度から水道局が上下水道一つの体制になることで、緊急対応はこれまでどおり可能なのかという問いに対し、令和3年度から機構改革で水道課と下水道課が統合されるが、漏水対策の水道課の工務係は上水道の工務係として残す予定にしているので、対応は今までどおり変わらないという答弁でした。浄水場の建設について、長崎市と時津町との協議の状況はどのようになっているのかという問いに対し、広域連携については、長崎市が委託している新浄水場共同整備検討調査委託の中で1年間協議を進めてきた。今月末には報告書が提出される予定だが、建設コスト以外にも総合的に見なければならぬので、方向性、方針を決めるのはもう少し時間を猶予が必要。

主な質疑は以上のとおりで、全会一致で可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第29号令和3年度長与町下水道事業会計予算の提案理由の概要といたしまして、令和3年度の当初予算は業務の予定量として、令和3年度末の排水戸数を1万5,950戸、年間総排水量を386万2,000立方メートル、1日平均排水量を1万581立方メートルと見込み、建設改良事業として3億6,476万9,000円、このうち国庫補助対象事業1億3,900万円を予定。収益的収入及び支出の収入では、下水道事業収益10億2,388万6,000円、支出では9億4,805万5,000円を予定。主な改良費として、長与浄化センターの高度処理に関わる改築、更新事業、下水道管路施設の改築、更新事業を行うというような説明がありました。主な質疑といたしまして、昨年に比べて100戸増加していて営業収益下水道使用料が3,000万円上がる見込みの根拠は何かという問いに対し、年間排水戸数は100戸増加しているが、コロナの影響、テレワークで下水道使用料の収益が多くなると見積もって計上していることと、大口消費が増えたことで3,000万円程度収益が見込まれるという答弁でした。水道局の機構改革で効率性を高めていく考えはあるのかという問いに対し、住民向けには水道と下水道で別々に受け付けていたものが、共通する部分で一つにまとめられることで窓口の一本化でサービスの向上に繋がることや、経費的にも連携することでプラスになるという答弁でした。

主な質疑は以上のとおりで、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（山口憲一郎議員）

これから委員長の報告に対する質疑を行います。

まず、議案第24号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第25号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第26号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第27号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第28号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第29号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第24号の討論を行います。まず、反対討論はありませんか。

堤議員。

○11番（堤理志議員）

私は議案第24号に対して反対の立場から討論を行います。国民健康保険は、病気やけがを負ったとき、高額な窓口負担を心配することなく医療機関にかかることができることを目的として創設されている大切な医療保険制度であります。他の健康保険と違い、高齢者、零細事業者、無職の方など、経済的に弱い立場の人が多く加入しているという実態があります。被保険者は、保険料の納付に今、大変苦慮しております。年間所得200万円の3人世帯という、かなり低所得世帯のこうしたモデルケースでも保険税額は、年間38万円を超える状況です。病気やけがなど、いざというときにお金の心配をせず医療を受けるための制度であるにも関わらず、保険税が高額で滞納する人も少なくありません。こうした矛盾の大本は、国保会計への国の財政支援が以前よりも大きく減額されたことが要因です。それに加え、事業の広域化を進めたことによって自治体の裁量は少なくなり、一層住民の実情に沿った対応が難しくなっていると言えます。この改善のためには、まず、第一義的には国の負担割合を元に戻すことですが、それに至るまでは、被保険者の実態に応じた減免制度の拡充や一般会計からの補填などが必要です。そうしないと、病気やけががある人が必要な医療を受けられない状態になってしまいます。独自に一般会計から国保会計へ財政的な補填をし、住民の医療を受ける権利、健康を守っている自治体も少なくありません。本町の国保会計予算は、医療保険として本来あるべき状態になっているとは言いがたく、また、国に対して改善を求め、また、町独自でもこうした改善を進めるべきとの立場から本予算に反対をいたします。

○議長（山口憲一郎議員）

次に、賛成討論はありませんか。

竹中議員。

○14番（竹中悟議員）

議案第24号令和3年度長与町国民健康保険特別会計予算の認定について賛成の立場から討論をいたします。国民健康保険制度は国民の健康を守る最後の砦と言われております。平成30年度からは、長崎県が国保運営の主体となり安定的な運営がなされておりますが、少子高齢化や医療の高度化、そしてコロナ禍による産業構造の変化や失業者の増加等、国保を取り巻く環境は大変厳しいものがあります。令和3年度長与町国民健康保険特別会計予算は新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、保険税が5.4%、4,441万7,000円の減額が見込まれています。一方、一般被保険者の療養給付費は、被保険者の高齢化等により0.9%、2,117万5,000円の増額が見込まれており、これらのことを踏まえると今まで以上に健康づくりが重要となります。今回の予算では、特定健診受診率向上のための新たな取り組みや新型コロナウイルス感染予防を意識した秋、春のウォーキング大会、健康ポイント事業の継続等の健康づくり事業が企画され、より一層、疾病予防対策に取り組む姿勢が示されています。また、保険税の収納率も非常に高い水準が保たれており、健全な状況にあります。令和5年度で県の激変緩和措置は終了いたしますが、その後の急激な保険税の増加にならないよう、これからも健康づくりの強化と収納率の向上の両輪で取り組んでいただきたいと思います。私の賛成討論といたします。

○議長（山口憲一郎議員）

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第22、議案第24号令和3年度長与町国民健康保険特別会計予算を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

起立多数。したがって本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第25号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

堤議員。

○11番（堤理志議員）

議案第25号令和3年度長与町後期高齢者医療特別会計予算に反対の立場から討論を行います。後期高齢者医療制度は、住民が75歳に到達すると従来の医療保険制度から切り離し、高齢者が増えれば増えるほど、医療費が増えれば増えるほど、被保険者の負

担を増やし続ける制度設計となっています。これまでも2年ごとの見直しのたびに、この保険料の引き上げが続きました。このため制度創設時には「制度を廃止すべき、改善すべき」という、国民と野党が共に声を上げ、反対の大きな世論が巻き起こりました。しかし、こうした国民と野党の強い反対を押し切って、政府が強行し決定した制度であります。後期高齢者も保険料を支払いますが、現役世代も後期高齢者支援金を支払う形になります。そうなりますと、負担する世代、負担を掛ける世代というふうと同じ国民同士でありながら年齢で心を分断してしまう、このことに強い違和感を持つものであります。これまで戦後の荒廃から復興を成し遂げ、今日の郷土を築き上げてきた高齢者の方々に対し敬意を忘れたかのような制度設計、そして、それを実行する予算には賛成ができません。地方議会からこの制度の在り方を問う、そうした立場から本予算に反対をいたします。

○議長（山口憲一郎議員）

次に、賛成討論はありませんか。

安部議員。

○6番（安部都議員）

議案第25号令和3年度長与町後期高齢者医療特別会計予算に賛成の立場から討論いたします。後期高齢者医療制度は平成20年から開始され、現在、長崎県後期高齢者医療広域連合が運営し、本町では、収納対策、広報、保険事業などを主に行っております。令和3年度の歳入歳出予算は5億6,233万1,000円と定め、主に広域連合納付金、総務費などが占めております。国の動向といたしましては、医療機関に支払う診療報酬のうち薬価が毎年改定されることとなり、令和3年度は全体の7割に当たる薬価が引き下げられることとなります。また、今年3月からはマイナンバーカードの健康保険証利用開始が予定されておりますが、本町でのマイナンバー登録の進捗状況は低く、「積極的に移行されていないのが現状である」との所管での答弁がありました。後期高齢者の方のマイナンバーカードと健康保険証利用のカードの併用につきましては、メリット、デメリットなど、今後の動向を注視していきたいと考えます。また、国は現役世代の保険料負担の上昇を減らすことが重要な課題として、高齢者の課税所得が28万円以上及び年収200万円以上の方の医療費窓口負担を従来1割であるのを2割とし、実施時期は令和4年度後半とされました。その一方、国の医療費の公費負担は630億円軽減されることとなります。昨今では、高齢者の受診抑制の傾向が強まっていることから、保険料負担が増えれば高齢者の命が奪われることは明らかです。国には、これ以上の負担を強いることがないよう強く要望いたします。本町に住む高齢者が必要な医療を安心して受ける機会の確保という観点から、本町で安心して老後生活を暮らせるように、保険制度の安定化を求めて本議案に賛成といたします。

○議長（山口憲一郎議員）

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第23、議案第25号令和3年度長与町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

起立多数。したがって本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第26号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第24、議案第26号令和3年度長与町介護保険特別会計予算を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第27号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

堤議員。

○11番(堤理志議員)

議案第27号令和3年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計予算に反対の立場から討論を行います。この事業は土地区画整合法により、道の尾、高田越地区周辺の街路と宅地を造成する内容であります。これまで膨大な予算と歳月、変更を次ぐ変更が行われてきました。当初の計画から大きく変わったことから、地権者の不信、不満も聞かれております。区画整理事業は、スプロール化した雑然とした町並みを整備し、消防自動車などの緊急車両の進入が困難だった地域の安全性が高まるなど、公共事業としての正当性が高いものであれば一定理解はできます。しかし、本事業は、県道整備のほかは主に地主所有の山林を町や県が宅地造成、宅地開発することが目的化しています。町は街路整備のみを実施し、宅地造成は地権者が組合を自ら設立して行うべきではないか、そのように考えます。最近、事業の進め方が一括施工へと変更になりました。一括施工は工期を短縮できるものの毎年度投入する額は膨らむこととなります。平成28年、高田南土地区画整理事業についての所管事務調査が行われましたが、当時の管理職は、毎年15億円前後を投入することになることを説明する中で「長与町が耐えられるか、耐えられないかの話」、このように述べております。決して楽観視できない事業の進め方であるということが浮き彫りとなっております。今年度の国における地方財政計画では、税縮減を見越した上で地方交付税の増額、一般財源の総額を確保するという方針が

出されました。しかし、この間の災害頻発による激甚災害地への国費の優先配分と感染症流行による税収の減少など、国の予算の動向について今後の予測が非常に困難になると思います。町の税収や人口を増加させるための事業のほすが、そこに予算を取られ過ぎて、幸福度を高めるための住民福祉や教育を充実させる予算を圧迫していると認識しております。長崎新聞はこの事業について「まちづくりの枷」として特集を組みましたが、私たち共産党議員団も長年この事業計画の問題点を指摘し、見直すべきではないかと主張を続けてまいりました。現在の計画においても、今なお多くの問題を抱えていると判断し、本予算に反対をいたします。

○議長（山口憲一郎議員）

次に、賛成討論はありませんか。

松林議員。

○2番（松林敏議員）

議案第27号令和3年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計予算について賛成の立場から討論を行います。高田南土地区画整理事業は昭和61年から始まり、今年で30数年が過ぎ、総事業費は300億円を超え、早期の完了が望まれています。そんな中、令和2年度からこの事業を一括施工という方式で行うことになり、令和6年度の事業完了に向けて着実に事業を進めることは、この事業に直接関わられる住民の方々が切に願うところであります。令和3年度の歳入歳出予算は、それぞれ16億9,373万5,000円となっており、高田中学校周辺の道路整備と地主にお返しをする宅地造成工事の優先順位を上げて工事を進め、令和3年度中に完了させるものとなっています。今後、予定どおり令和6年度の完成を目指すためには、国からの補助金の確保が重要な課題となってきます。コロナ禍という厳しい状況下において予定どおりの補助金確保のため、町長、町、県が一体となって、事業の推進により一層、力を注いでもらうよう要望し、賛成討論とします。

○議長（山口憲一郎議員）

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第25、議案第27号令和3年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計予算を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

起立多数。したがって本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第28号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第26、議案第28号令和3年度長与町水道事業会計予算を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第29号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第27、議案第29号令和3年度長与町下水道事業会計予算を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。

日程第28、議案第30号長与町副町長の選任についてを議題とします。

ただいま議題としています議案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長(吉田慎一君)

それでは議案第30号長与町副町長の選任につきまして、提案理由を申し上げます。本年3月31日をもちまして長与町副町長の2期目の任期が満了いたします。このたび、再度、鈴木典秀氏を選任いたしたく、地方自治法第162条の規定により議会の同意を求めるものでございます。鈴木氏の人柄につきましては議員の皆さんも御存じのことと思いますが、責任感が強く、公平な判断力と洞察力、実行力に富み、その豊富な識見と卓越した指導力は、多くの方々の厚い信頼を得ているところでございます。鈴木氏は、総務部門、財政部門、建設部門などを経験され、行財政の運営及び組織、機構にも精通し、その豊かな人間性と行政に対する情熱は、これまでの2期8年の実績を見れば、これからの時代に欠かせない人材であるとともに、その手腕を十分に生かされるものと確信をしている次第でございます。なお、鈴木氏の住所及び生年月日につきましては、お手元の議案書に記載のとおりでございます。

以上、御同意を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(山口憲一郎議員)

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第30号は、会議規則第39条第3

項の規定により委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって議案第30号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第30号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第28、議案第30号長与町副町長の選任についてを採決します。

本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり同意されました。

日程第29、議案第31号長与町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。ただいま議題としています議案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長(吉田慎一君)

それでは議案第31号長与町固定資産評価審査委員会委員の選任につきまして、提案理由を申し上げます。現在、長与町固定資産評価審査委員会委員として御尽力をいただいております村田和則氏の再度の選任をお願いいたしたく、地方税法第423条第3項の規定により御提案を申し上げる次第でございます。元本町職員であります村田氏は、在職中に税務課固定資産関係や国土調査などの業務を担当しており、固定資産に対する豊富な知識と経験を持ち合わせていらっしゃると思います。現在では、委員長として当該委員会を牽引していただいているところでございます。そのほか住所等につきましては、お手元の議案書に記載のとおりでございます。町内の状況も把握されており、固定資産評価の実態にも精通された方で、固定資産評価審査委員会委員として適任であると確信をいたしております。御同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(山口憲一郎議員)

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第31号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって議案第31号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第31号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第29、議案第31号長与町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり同意されました。

日程第30、発委第1号長与町議会会議規則の一部を改正する規則。日程第31、発委第2号長与町議会委員会条例の一部を改正する条例の2件を一括議題とします。

ただいま一括議題としています議案について、提案理由の説明を求めます。

岩永議会運営委員長。

○委員（岩永政則委員）

それでは発委第1号長与町議会会議規則の一部を改正する規則につきまして、提案理由の説明を申し上げます。このたび「標準」町村議会会議規則の一部改正に伴いまして、「議員の欠席の届出」及び「請願書の記載事項等」に関する事項を改めるものでございます。今回の改正は、議員活動と家庭生活との両立支援策をはじめ、男女の議員が活動しやすい環境整備の一環として、出産、育児、介護など、議員として活動するに当たっての諸要因に配慮するため、育児、介護など、議会への欠席事由を整備するとともに、出産については母性保護の観点から、出産に係る産前、産後の欠席期間を規定するものであります。また、請願者の利便性を図るため、議会への請願手続きにつきまして、請願者に一律に求めています押印の義務付けを見直し、署名または記名、押印に改めるものでございます。附則では、公布の日から施行するものとしております。なお、新旧対照表を添付いたしておりますので御参照をお願いします。

以上が本議案の主な内容でございます。御審議のほどよろしくお願いをいたします。

続きまして、発委第2号長与町議会委員会条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。現在の一般会計予算、決算につきましては、総務文教常任委員会で一括して審査をしております。このたび、各議員が委員会審査に直接関わられるように、分割付託方式を採用することといたしました。現行の所管のままで分割付託方式を採用すると、産業厚生常任委員会に負担が掛かることが想定され、それを解消するために所管の再編をしようとするものであります。改正点の主なものといたしましては、1点目は、第2条第1項「ただし、一般会計予算決算は分割付託により各委員会の所管に基づき審査する。」を加えるものでございます。2点目は、常任委員会の名称を「総務文教常任委員会」を「総務厚生常任委員会」へ、「産業厚生常任委員会」を「産業文教常任委員会」に変更するものです。3点目は、所管の変更であります。現行の総務文教常任委員会の所管となっております教育委員会の所管に関する事項を産業文教常任委員会に変更するものです。次に、現行の産業厚生常任委員会の所管となっております生活福祉部の所管に関する事項及び健康保険部の所管に関する事項を総務厚生

常任委員会へ変更するものでございます。附則は、施行日を令和3年5月8日としております。なお、新旧対照表を添付しておりますので、御参照を願います。

以上、提案理由といたしますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（山口憲一郎議員）

ただいま一括議題となっております発委第1号、発委第2号は、会議規則第39条第2項の規定により委員会付託を省略します。

お諮りします。本案については質疑、討論を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって発委第1号、発委第2号は、質疑、討論を省略することに決定しました。

これから発議第1号長与町議会会議規則の一部を改正する規則を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。

これから発委第2号長与町議会委員会条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。

日程第32、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。会議規則第129条の規定により、お手元に配布のとおり議員を派遣したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがってお手元に配布のとおり議員を派遣することに決定しました。

日程第33、委員会の閉会中の継続調査申し出を議題とします。

総務文教常任委員長、議会運営委員長、議会広報広聴委員長から目下、委員会において調査の事件について会議規則第75条の規定により、お手元に配布のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し入れのとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で、今期定例会に付議されました議案の審議は全部終了いたしました。

お諮りします。会議規則第45条の規定により、今期定例会において議決された案件

につきまして、字句、数字、その他軽微な整理を要するものがあつた場合、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがってこれら整理を要するものにつきましては、議長に委任することを決定しました。

次に、先程、副町長に選任されました鈴木典秀副町長から発言の申し出がっておりますので、これを許可します。

鈴木副町長。

○副町長（鈴木典秀君）

ただいま議長のお許しをいただきましたので、高い所からではございますが一言お礼の御挨拶を述べさせていただきたいと思ひます。本日は、吉田町長の御推薦によりまして、不肖、私の副町長選任議案に御同意いただき、心から感謝を申し上げますとともに、身に余る光栄と思ひているところでございます。今回3期目となりますが、これまで吉田町長を補佐し、副町長という職責を十分に果たしてこられたのか、自分自身に問うところもでございます。これからも2期8年の経験を踏まえ、さらなる努力をしてまいる所存でございますので、議員の皆様にはこれまで以上の御指導、御鞭撻をお願いする次第でございます。ここ数年、本町の財政状況は厳しさを増してきております。今後、新型コロナウイルス感染症の影響による個人所得や企業収益の悪化により、歳入の根幹である町税が大幅に減少することも見込まれます。ほかにも、増加の一途をたどる社会保障関連経費や老朽化した公共施設等の維持管理費、そして高田南土地地区画整理事業の一括施工など厳しい状況ではございますが、持続可能な財政運営の堅持に努めてまいります。これからも吉田町長の掲げる政策の実現に向けて、最大限の努力をすることが町民皆様の幸せに繋がるものであり、私の責務であると痛感するところでございます。令和3年度は、新たな長与町の基本構想とその将来像を実現するための今後5年間の基本計画を示した第10次総合計画のスタートの年でもございます。大変微力ではございますが、新しい長与町のまちづくりに向けた取り組みに尽力してまいる所存でございますので、議員各位のさらなる御協力を重ねてお願い申し上げまして、甚だ簡単措辞で意を尽くしませんが、お礼の御挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

○議長（山口憲一郎議員）

閉会に当たり町長から発言の申し出がありますので、許可します。

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは皆さんお疲れさまでございました。令和3年第1回長与町議会定例会の閉会に当たり、一言お礼の挨拶をさせていただきます。去る3月2日に開会をしていただきました本定例会も、本日を持ちまして閉会となるわけでございますが、15日間に及ぶ会期中12名の議員各位から一般質問をいただき、町政の発展のために御指摘や御指導

を賜りました。併せて、今回は各会計の令和3年度当初予算をはじめ、提案いたしました各議案につきましても、長期間にわたり慎重に御審議を賜り、決定いただきましたことに厚くお礼を申し上げます。これら決定いただきました議案につきましては、施政方針でも申し上げましたとおり、この予算を的確に執行しながら持続可能な財政運営の堅持に努めてまいりたいと考えております。ここで1点、例年、御報告させていただいております町税条例等の一部を改正する条例の専決処分につきましてお願いを申し上げます。現在、予定されております令和3年度地方税法等の一部改正案は、国会において審議中であり、成立と同時に公布、施行される予定でございます。現時点におきまして、関連する町税条例等の一部を改正する条例案を議会に提案できる状況にございませんので、国会にて改正案成立後、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をさせていただきます、次の議会におきまして御報告を申し上げ承認を賜りたいと思っております。現時点において予定されております改正の内容を若干申し上げます。個人住民税につきましては、所得税において住宅ローン控除の特例の延長等の措置が講じられることに伴い、当該措置の対象者につきましても、取得税から控除しきれなかった額を現行制度と同じ控除限度額の範囲内で個人住民税から控除する措置を講じるための改正。固定資産税、都市計画税につきましては、新型コロナウイルス感染症により社会経済活動や国民生活全般を取り巻く環境が大きく変化したことを踏まえ、納税者の負担感に配慮する観点から、令和3年度に限り負担調整措置等により税額が増加する土地につきまして、前年度の税額に据え置く特別な措置を講ずるための改正が行われる予定でございます。今後も国会の動向を注視し、改正内容が明らかになり次第、専決処分をさせていただきますと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

さて、花の蕾も膨らみ春の深まりを感じるこの頃でございます。議員の皆様におかれましては、体調を崩されませんように、くれぐれも御自愛をいただき、益々の御活躍を心から御祈念申し上げ、閉会に当たっての挨拶といたします。ありがとうございました。

○議長（山口憲一郎議員）

これにて会議を閉じます。

これで令和3年第1回長与町議会定例会を閉会します。皆様お疲れさまでした。

（閉会 12時06分）